

令和元年度 第2回  
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2020年（令和2年）1月21日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午前9時56分 開会

○山口参事 ただいまより令和元年度第2回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多様のところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます環境総務課の山口と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、宮沢環境部長からご挨拶をさせていただきます。

○宮沢環境部長 開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しいところ第2回の審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろから本市の環境行政にご理解とご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

本日は、議事にありますように、令和2年度の藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）についてご審議をいただきますとともに、現在、本市で取り組んでおりますプラスチックごみの削減ですとか、北部環境事業所新2号炉の建設工事の進捗状況、また、昨年、幸い藤沢市にはさほど大きな被害はなかったですが、東日本各地に甚大な被害をもたらしました台風15号及び19号に係る対応などにつきましてご報告させていただきます。皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

藤沢市は、今年、市制施行80周年を迎えるという記念すべき年でありますとともに、いよいよ東京オリンピック2020大会のセーリング競技が江の島で行われるという年でもあります。それに先立ちまして、6月には聖火リレーもございます。本市といたしましても、海岸ですとか沿道ですとか、そういった清掃等に努めるとともに、海外からも国内からも大勢のお客様がお見えになりますので、そういったところに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。皆様方におかれましても、ご協力をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○山口参事 それでは、審議会へと移らせていただきますが、着座のまま失礼させていただきます。

初めに、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則により、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、出席が16名、委任状を出されている方が1名の合計17名となっておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

また、委嘱式をご欠席でした日本大学生物資源科学部の串田委員が、本日、ご出席いただいております。

ますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○串田委員 日本大学生物資源科学部の串田圭司と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山口参事 ありがとうございます。2年間よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に移らせていただきますが、まず、資料の確認をしたいと思います。

まず、次第がございまして、その次に委員の名簿、それから委員の席次表。資料1「令和2年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）」、資料2「プラスチックごみ削減推進について」、資料3、パワーポイントの資料になりますが、『ペットボトル』と『カン・なべ類』の収集の夏期毎週化について、資料4「藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事について」、資料5「台風15号及び台風19号に係る災害廃棄物処理等の対応について」、資料6「一声ふれあい収集の概要」、資料7「株式会社コークッキングとのフードシェアリングサービスに係る協定の締結について」、資料8「第3次藤沢市食育推進計画（最終案）（抜粋）」以上でございまして、お手元に不足等はございませんでしょうか。

それでは、審議のほうに移らせていただきますが、規則によりまして、審議会の議長には会長が当たるということになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

横田会長、よろしくお願ひいたします。

○横田会長 それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

議事（1）「令和2年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

○菊地 それでは、令和2年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画につきまして、環境総務課の菊地からご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、資料1をごらんください。一般廃棄物の処理実施計画は、令和2年度の基本事項を定めるものとなっております。今回は昨年度からの変更点を中心に、1ページ目からご説明させていただきます。

最初に、「一般廃棄物処理実施計画基本事項」の1「計画の目的」についてです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しておりますが、こちらは10年間の長期計画である一般廃棄物処理基本計画と、単年度ごとの処理の実施内容を定める一般廃棄物処理実施計画で構成されております。今回皆様にご審議いただくのは、単年度ごとに定める令和2年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画となります。

2「計画期間」です。令和2年4月1日から令和3年3月31日までを計画期間としております。

3は飛ばします。

次に、「ごみ処理実施計画」の1「ごみ処理人口」です。43万4,313人を計画しております。こちらは令和2年度のごみ処理推計を作成したときのごみ処理人口と合わせておりますので、令和元年8月1日の統計値を利用しております。前年度と比較しますと、約3,600人増えている状況です。

2「ごみの排出量及び処理量の見通し」です。前年度の見通しと比較しますと、ほぼ横ばいとなる予測をしております。

続いて、2ページ目をごらんください。

3「基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策」です。こちらは一般廃棄物処理基本計画に定められた重点施策、基本施策を記載しております。前年度からの変更点はございません。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

4「ごみ処理に関する計画」です。表の左側のごみ種別で分別収集されたごみは、真ん中にあります中間処理を経て、右側の最終処分または資源化されるフローとなっております。こちらは少し説明させていただきます。

まず、「可燃ごみ」についてです。可燃ごみは焼却後、残った焼却灰等を熔融処理して資源化しております。

次に、「大型・特別大型ごみ」の可燃系大型ごみなどについては、裁断または破碎後に焼却し、資源化するような流れとなっております。

羽毛布団については、回収後選別し、売却しております。

不燃系大型ごみについては、廃家電等を除き、破碎後、磁選物は売却し、残りの残渣については焼却、資源化する流れとなっております。また、除いた廃家電等は小型家電リサイクル法に基づき、大型ごみからのピックアップ回収したものと認定事業者へ引き渡し、資源化しております。

自転車については、積替、スプリングマットについては、外皮除去して売却しております。

タイヤ・ホイールについては、ホイールを取り外し、ホイールは売却、タイヤ本体はリサイクル品として資源化しております。

次に、「不燃ごみ」です。

革製品・靴、ガラス・陶磁器類、金属類等については、破碎後、金属類を磁選して、残りを焼却し、資源化しております。

コンクリートブロック等は、直接埋め立てをする予定となっております。

家電製品の一部、小型家電については、ボックス回収をして売却しております。

特定処理品目については、テープ類は回収後、直接焼却しております。

ライター・ガスボンベ、スプレー缶については、回収後、穴あけ処理をし、売却しております。

蛍光管、電池類、水銀体温計は専門業者で処分しております。

剪定枝については、民間施設で堆肥化、チップ化しております。

次に、「資源」です。資源については、圧縮や選別、洗浄などを行い、リサイクルやリユースをしております。

続いて、5ページに移ります。

「市で収集・処理できないもの」として、危険物・処理困難物、メーカーリサイクル対象品などについては、販売店・専門業者や各リサイクル処理事業者などで処理を行っております。

「市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの」については、小型家電やパソコン、剪定枝などがございまして、協定に基づいて各リサイクル処理業者によって処理がされております。

続きまして、(2)「ごみの収集区分と主な種類」です。前年度からの変更点をご説明させていただきます。

ア「市が収集・処分するごみ」の不燃ごみの種類について、昨年度は「綿入り衣類」だけでしたが、最近では羽毛入りの衣類も多くあるということから、「羽毛・綿入り衣類」と変更しました。

次に、7ページに移ります。

ここでの前年度からの変更点は、広域認定制度対象品目のうち、インクカートリッジのみ「廃」がございましたので、その他の品目と合わせ、「廃」は削除いたします。

また、特別管理一般廃棄物については、水銀に関する水俣条約の採択を受け、平成28年4月1日から「廃水銀」等が追加となっておりますので、こちらについても追加させていただきました。

また、エ「市と民間事業者の協定等に基づき資源化するごみ」の小型家電リサイクル法対象品目に、タブレット型パソコンを追加いたしました。

続きまして、(3)「ごみの収集体制」です。こちらも前年度からの変更点を説明させていただきます。

7ページのアから、9ページのオまでは変更がございません。

9ページに新しく追加した項目として、カ「福祉大型ごみ収集」がございまして。こちらについては、対象の方は上にありますオ「一声ふれあい収集」と同様ですが、一声ふれあい収集の対象外でありました大型ごみ、特別大型ごみを家の中に入って収集するという内容のものになります。

続きまして、10ページです。

ク「許可業者による収集」については、事前にご送付いただいた資料には、業者数を84社と記載しておりましたが、許可業者の更新業者数が確定いたしましたので、82社に修正する予定になって

おりますので、ご承知おきください。

続いて、11 ページの「その他施設直接搬入（資源）」の搬入区分に、「剪定枝（石名坂環境事業所に限る）」を追加いたしました。

続いて、(4)「ごみの処理体制」については、先ほどご説明した4ページのごみ処理フローの内容と重複いたしますので、前年度からの変更点のみをご説明させていただきます。

イ「不燃ごみ」に(オ)「焼却施設整備工事期間中において、既存焼却施設の定期修繕中は、市外搬出を実施」を追加いたしました。

ウからキまでは変更ございません。

12 ページの「市外にて処理するごみ」については変更ございませんが、先ほど追加させていただいたイ「不燃ごみ」の(オ)の部分については、こちらに書いてございます。こちらの内容は「焼却施設整備工事期間中において、北部環境事業所及び石名坂環境事業所のごみピット貯留可能量を超える場合は市外の民間施設又は他市等の施設にて焼却し、焼却灰を熔融資源化」するものになります。

焼却施設の定期修繕及び施設の老朽化工事の期間中は、ごみの処分、焼却の一部を行えないため、その状況で北部環境事業所、石名坂環境事業所のごみをためるピットに、ピット容量を超えるごみの搬入があった場合、ごみがピットからあふれてしまう状況になってしまいます。それを防ぐために、市外の民間施設または他市の施設などで焼却を行い、また、その焼却灰も熔融資源化を行う予定のものです。平成29年度までは民間施設に委託しておりましたが、平成30年度からは平塚市で処理を行っておりまして、2022年12月まで行う計画となります。また、年間の予定搬出量は660トンとなっております。

続きまして、13 ページへ移ります。5「ごみ処理施設及び整備に関する事項」についてです。

(1)「収集車両基地」については、環境事業センター及び環境事業センター南部収集事務所で所有しているパッカー車やダンプ車の台数を記載しております。予備車のロードパッカー車の台数は、前年度から変更となっております。

(2)「リサイクルプラザ藤沢」については、カン・金属類の機械選別圧縮施設を含めた複数の施設の年間稼働日数や年間処理量について記載しております。

14 ページに移らせていただきます。

(3)「プラスチック製容器包装圧縮梱包施設」は、一部、民間業者への委託にて中間処理をしております。

(4)「焼却施設」は、北部環境事業所、石名坂環境事業所の稼働日数や処理量を記載しております。

(5)「最終処分施設」は、現在使用している女坂最終処分場について記載しております。

続いて、15 ページに移らせていただきます。

(6)「一般廃棄物処理事業者（食品リサイクル）」は、藤沢市内に1社、食品廃棄物をリサイクルしている施設がございますので、記載しております。

(7)「その他民間処理施設」は、事業者が直接搬入したり、市が委託を行い、資源化している量及び資源化の内容となります。

(8)「処理施設等の整備・計画」については、現在、アからウまで3つございます。

続いて、6「その他の一般廃棄物の処理に関し必要な事項」は、資源化処理量の見通しを記載しています。

16 ページに移らせていただきます。

表の下から4行目、「処理過程からの資源化」についてです。こちらは破碎後、磁選などで発生したものの量で、資源化されるものになっております。全体の処理量の見通しといたしましては、剪定枝は増となっておりますが、そのほかは平成31年度の計画とほぼ横ばいとなっております。

(2)「不法投棄対策」は、前年度と同様の不法投棄対策を予定しております。

(3)「一般廃棄物処理施設の情報公開」については、維持管理情報についてホームページで公開するという内容となっております。

次に、7「市が処理することができる産業廃棄物」につきまして、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、少量排出事業者が排出するものと、地域事業、主に公民館まつりなどで発生したものになります。

続いて、17 ページに移らせていただきます。「生活排水処理実施計画」です。

藤沢市は、ほぼ90%以上が下水道処理となっておりますが、まだ下水が引けないような場所でしたり、合併処理浄化槽を設置しなければいけないところ、し尿を直接収集するところがございますので、そういったものを記載しています。

1「生活排水処理人口」は、下水道総務課から数字をいただいて記載しています。ここでの前年度からの変更点は、設置数や人口です。また、公共下水道の処理区域面積の単位を「ha」に修正しております。

2「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」は、実績などにに基づき設定しています。

3については、藤沢市一般廃棄物処理基本計画で記載している事項と同じです。

続いて、18 ページに移ります。

4「生活排水の処理に関する計画」につきましても、(1)は先ほどの1「生活排水処理人口」を割り振って記載しています。

(2)「し尿・浄化槽汚泥の収集体制」は、今年度も変わらず、許可業者が収集する体制となっております。

(3)「生活排水の処理体制」も前年度と同様の記載です。基本的に生活排水処理は下水道での処理となっており、浄化槽汚泥やくみ取りし尿については、北部環境事業所のし尿処理施設で処理を行い、処理水は下水道へ、脱水汚泥については焼却していくという流れとなっております。

最後、19ページに移らせていただきます。

5「し尿処理施設及び整備に関する事項」です。

(1)し尿処理施設については、施設のある北部環境事業所について記載しています。

(2)し尿処理施設の整備・計画については、北部環境事業所のし尿処理施設の定期整備、整備計画を実施しているところでございます。

以上で一般廃棄物処理実施計画についてのご説明を終了させていただきます。

○横田会長 事務局からのご説明が終わりましたけれども、何かご意見、ご質問などありましたら、お願いいたします。内容が盛りだくさんであります、どこからでも結構です。

○森外委員 質問というか、感想です。9ページのカ「福祉大型ごみ収集」を4月から実施されるということで、これを読んだときにすごくいいなと思った。以前、市民から「大型ごみは家の外まで持っていけない」、「高齢者等が出す方法がない」という声も聞いていましたので、福祉大型ごみ収集に関して本当にいい取り組みだと思います。多分、市の清掃の業者がお宅に入って、タンス等を持ち出すということになると思うんですけども、そういった仕組みについても、市民及び包括支援センターの職員などにもお知らせいただいて、皆さんに喜んでいただけるやり方になればいいなと思います。包括の職員の中には藤沢市民でない方も結構いらっしゃいますので、これから大型ごみも出してもらえるよということを周知していただければと思います。

○横田会長 何かこのあたりの宣伝、広報というんですか、皆さんが知っておくことが必要だということですね。知らないで驚くということがあると思いますので。このあたりは事務局として、何かお考えがありますか。

○森田補佐 環境事業センターの森田です。福祉大型ごみにつきましては、事業としては平成28年ぐらいから予算化はしているんですけども、広報とかは特にしていない状況でした。大型ごみの申し込みの際に通常のコールセンターにかけていただいて、市民の方から「私、高齢者で出すことができないんです」というようなアクションがあれば、受け付けの際に、そういう制度がありますよというご案内をさせていただいているのが現状です。また、宣伝につきましては、口コミで、年々、依頼件数が広まっている状況です。予算のこともありますのでちょっと慎重になってしまうんですけども、



皆さんにご利用していただければと考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

○清水委員 市民目線から、初めての参加ですのでちょっと教えていただければと思います。

先ほどのお話で、藤沢市全体で3,600人の人口増ということでございますして、全国でも珍しい地域ではないかなと思いますが、最近、東海道線沿線に大型マンション群が藤沢市近辺にたくさんできております。これからもまだまだ、周辺部から都心に高齢者の方が移ってくるという例もあるようです。この収集計画の中で、特に新年度、新たな取り組みみたいなものが出せないものか。その必要がなければいいんですが、何かお考えがあればお聞かせいただきたい。

もう1点は、先ほど部長さんからもお話がございましたが、オリンピックで7月、8月に相当な方々が流入されるのではないかと思います。そこに関連して発生するごみ処理等について、何か特に考えておられることがあるのか。

以上、2点、教えていただければと思います。

○森田補佐 1点目の人口増の収集の計画ということですが、現在、直営と興業公社と民間のほうで収集分担しておりますが、今のところ、増車などするまでには至っていない状況ですので、今ままでどおりの車両台数ですとか収集の区域で、ほぼできると考えております。

○須田補佐 2点目のオリンピックの関係ですが、基本的に協議会と調整しております。大会の会場から出るものについては、かなり分別されて出るという形になっています。推計ですが、大体20トン程度のごみが出るんじゃないかという予測をしています。

あとは、オリンピックの会場周辺の飲食店の関係ですが、今でもかなりの観光客の方がいらっちゃって、店舗のごみについては民間の事業者が収集しております。そういったことから、収集については特に問題ないところで、あとは、ごみの量についてもそんなに影響はないだろうと考えております。ただ、その部分は多少増えるだろうなという推計だけはしております。

○橋詰委員 細かな話で申しわけないんですが、実施計画はいわばプロ用ですね。これに合わせて市民用の分別マニュアルみたいなものをつくられるんだろうと思うんです。場合によっては改定されるものもあるかなというので申し上げるんですが、5ページの表の「不燃ごみ」のところ、「羽毛・綿入り衣類」を追加なされたわけですね。不燃かどうかは市民がちょっと悩むかなとは思うものの、そのこと自体はまあいいとして、「革製品・靴」が冒頭にありますよね。これは順番をこの後に持っていたほうがいいんじゃないですか。この並べ方の論理がわからなくて、「羽毛・綿入り衣類」と近いものとしては靴などははずで、市民なり普通の人が見たときに、不燃ごみって何かなという微妙なもの、ごみの処理的にはわかるんですけども、日常感覚的には革製品もちょっと微妙ですね。そういうものを先に書くとか、わかりやすさという意味で並べ方をちょっと工夫されたほうがいいんじゃない

かと思えます。

○松本委員 「許可業者による収集」というのが10ページに書いてあるんですが、業者の数が減ったというのは、収集車を大型にしたのか、それとも、ごみが減ったという理由で少なくされたのでしょうか。

○菊地 もともと推計として、許可業者の数とごみが出る量で考えてはいるんですけども、今の許可業者数でまだ2倍の量が積めるという予測になっておりますので、特に車両が増えたとか、合併したとかで減ったということではなく、2社減ったというのは、事業者さん自体が人員の不足であったり、お仕事が余りないということでおやめになって2社減っているという形になります。

○横田会長 ほかにないですか。よろしいですか。それでは、質問も特にないようですので、この議題はこれで終了したいと思います。

続きまして、報告(1)「プラスチックごみ対策について」、事務局から説明をお願いいたします。

○須田補佐 環境総務課の須田と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の資料2をごらんください。「プラスチックごみ削減推進について」です。

「背景」としまして、プラスチックは、皆さんの暮らしの中で非常に使い勝手がよいというところがありますけれども、昨今、レジ袋の関係とか、ポイ捨てされて海に流れてしまって、クジラの胃から発見されるとか、そういったことが報道などにも出ています。環境省が海で調査したところでは、プラスチックごみが一番多い。しかも、日本国内から出たものが多いということになっています。つまり、皆さんたちが使ったものが、どこかで回収できないものが出てきてしまって、日本の海岸を汚したりという原因になっています。そういった中、国のほうでは2019年5月、プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定しています。この中ではワンウェイプラスチックの使用削減とか、分別回収・リサイクルの推進、再生材・バイオプラスチックへの転換を進めるという内容が書かれております。

一方、神奈川県につきましては、2018年の夏、鎌倉市の由比ガ浜に、打ち上げられた通常、プラスチックごみが胃の中から出ないようなクジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックが見つかったことにより、県としてプラスチック製ストロー、レジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを広げていくということで、「かながわプラごみゼロ宣言」を宣言しております。

こういった流れを受けまして、本市としましても「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同して、マイバッグ、マイボトルの推進などを行っているんですが、プラスチックごみ削減をより一層強化するという意味で、職員自らまた市事業としても推進するという必要があることから、ワンウェイプラスチックの使用削減及びプラスチックごみ削減を今後推進していくものとなっております。

今後の取り組みにつきましては、次のページを見ていただいて、(1) 職員自ら実施するプラスチックごみの削減、(2) 市事業でのプラスチックごみの削減、(3) 市民等が実施するプラスチックごみの削減、(4) 事業者が実施するプラスチックごみの削減というものを推進していきたいと考えております。(1)と(2)につきましては、市の事業の中でのことなので、こちらについては、本年度から推進していきたいと考えております。また、(3)、(4)につきましては、審議会等でも今後、報告していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、次のページに「プラスチック資源循環戦略(概要)」がついております。こちらが国の資源循環戦略、重点戦略として3R+Renewableとなっております。今までの3Rにバイオプラスチックをつけ加えている形になっております。この中のリデュース等で、「ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)」とありまして、今年の7月からレジ袋の有料化が実施されるという流れになっております。

裏面をごらんください。「かながわプラごみゼロ宣言」でございます。

その次のページが、「かながわプラごみゼロ宣言」のリーフレットです。「プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止や回収に、皆様のご理解、ご協力をお願いします」というのが、「かながわプラごみゼロ宣言」となります。

私からは以上になります。

○森田補佐 環境事業センターの森田です。私から、『ペットボトル』と『カン・なべ類』の収集の夏期毎週化について、説明させていただきます。お手元にお配りしております資料3をご参照ください。

まず、本市におきまして、ペットボトルとカン・なべ類は一軒一軒から回収する戸別収集をしております。回収頻度は隔週ということで、各品目を2週間ストックしていただいたの回収となっております。

このような状況の中、夏場において隔週の収集では、ストック場所の確保が困難であるなど、排出に負担があるところのご意見をいただいているところでございます。そのため市民の排出負担の軽減と、収集運搬及び中間処理にかかる費用対効果について、平成27年度から平成31年度までの5年間の7月と8月に、モデル地区を定め試行収集を実施してまいりました。この5年間の試行収集の結果や課題につきましては、2月定例会で報告を予定しているところでございますが、皆様からのご意見をいただいた上で、今後の方向性について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(パワーポイント)

背景①飲用料ボトルの需要拡大です。ペットボトルの収集量を比較いたしますと、平成20年度は

1,109 トンだった回収量が、平成 30 年度は 1579 トンと約 30%の増加をしております。ちなみに、缶につきましては、スチール缶からアルミ缶への変更や企業努力によって、平成 20 年度と比較して平成 30 年度は収集量が約 9%減少しております。

背景②夏期とそれ以外の収集量の違いです。グラフで示させていただいたとおり、7月、8月、9月の夏期の排出量は、冬場に比べて 1.5 倍以上の収集量があります。また、年間の平均回収量は 103 トンとなっておりますので、夏期期間の排出量は突出しているものと考えられます。

(パワーポイント)

次に、3 ページに移りまして、「これまでの試行収集の取組み」でございますが、まず、基礎データの収集方法を検討するというところで、平成 27 年度と平成 28 年度に小規模な自治会単位の試行収集を行い、市民意見の把握をいたしました。

項目といたしましては、排出場所の検討として、資源集積所と戸別収集の検証、収集方法の検討として、1 品目ごとに回収するか、同時に 2 品目を回収するかの検証、そして、試行後にアンケートを実施いたしました。

アンケート結果につきましては、排出場所は、戸別収集を希望される方が 56.2%、毎週化の試行収集に「大いに満足している」と「少し満足している」を合わせて、約 80%の方が満足していただきました。その理由といたしましては、先ほどの回収量のグラフからもわかりますが、「夏期はペットボトルが増えるため」という回答が多くなっております。一方で、「満足していない」方が約 20%おりましたが、その理由としては、毎週化は特に必要ないという回答をいただいております。

(パワーポイント)

4 ページに移りまして、「混合収集方法の検討」です。

混合収集とは、先ほどの収集方法の検討でお話ししましたが、2 品目を同時に回収する方法のことをいいます。収集作業において 1 品目ごとに回収する方法ですと、一度回収に行ったところに再度回収に行くということが、燃料の消費や排気ガスのことも考えますと非効率的であることから、この回収方法を取り入れております。

市民の方の排出方法としましては、左側の写真になりますが、容器にペットボトルと缶を分けて、袋に入れなくて排出をお願いしました。右側の写真は収集作業ですが、ペットボトルを収集車に直接投入し、缶は収集員の持ち込んだネットに入れて、ネットの 7 割程度入ったら口を縛り、ネットごと収集車に投入するという方法で、収集車の中でペットボトルと缶が混ざらないようにいたしました。

(パワーポイント)

5 ページ、「試行収集結果」です。

収集作業において、混合収集は2品目を同時に収集していますので、通常より作業時間を要することから、業務時間内に作業を終了することができない車両が発生してしまいました。

次に、先ほど市民の方の排出方法として、袋に入れなくて排出をお願いしておりますが、やはり徹底し切れないことから、収集時に袋を破いて収集しました。左側の写真になります。これは中間処理施設の作業に支障を来すので、収集時に破いて収集する方法をとっています。右側の写真は、1台に15枚ほどネットを配布して回収に回りましたが、ネットが不足してしまったため、無理やりネットに入れている状況だと考えられます。

次に、ここ数年の夏は大変な猛暑が続いておりますが、収集作業員の熱中症や疲労の蓄積などによって、労務管理が問題となっております。

(パワーポイント)

6ページに移ります。本市の中間処理施設は、桐原町にありますリサイクルプラザ藤沢ですが、現状ではペットボトルとカン・なべ類を同時に処理する選別ラインがないことから、品目ごとに分けて排出、処理する必要があります。本試行収集では混合収集をしておりますので、左側の写真になりますが、まずペットボトルヤードに、収集車に直接投入されたペットボトルとネットごと投入された缶を排出します。次に、ネットに入った缶を再度収集車に積み込みをして、缶ヤードに缶を排出します。通常ですとペットボトルのみの排出になりますので人員は不要でしたが、このような作業があることから人員が必要となり、また時間も必要となってしまいました。

次に、右側の写真です。1台の車両が作業を終えるまでに時間を要してしまうことから、リサイクルプラザ藤沢内で渋滞を招くこととなり、次の収集場所に行くのにかなりの時間を要してしまうことになってしまいました。さらに、ネットに入れて回収することでペットボトルと缶が混在しないようにしているものの、収集車の中でネットが破れてしまい混在したり、ポリ袋を取り除けてないものがあったりと、中間処理の品質の低下を招いてしまい、選別ラインなどへの増員が必要となってしまいました。

(パワーポイント)

7ページに移りまして、「試行収集結果に関する課題の整理」です。

1つ目は、「増車と増員への対応」。全市域に拡大するためには、ペットボトルの排出量が増加傾向にあることから、現在の車両台数では業務時間内に収集し切れず、増車する必要が生じ、運転する人と収集する人も必要となってしまいます。

2つ目は、「収集時にポリ袋を取り除く作業への対応について」。現在、1台2名体制で収集しておりますが、作業負担の軽減や中間処理の品質低下を防ぐために3名乗車をする必要があり、さらに経

費が必要となります。

3つ目は、「中間処理施設の搬入時間の増加への対応」。リサイクルプラザ藤沢での渋滞を緩和する必要があることから、別の場所に一時仮置き場の用地確保をする必要があります。もし仮に確保できた場合には、その土地の賃借料と維持管理費が必要となってまいります。

4つ目は、「中間処理の作業増への対応」。混合収集をすることで異物が選別ラインに含まれてくるが多くなりますので、中間処理の作業員を増員する必要があります。

(パワーポイント)

8ページに移りまして、「これまでの結果からの方向性について」です。

ペットボトルとカン・なべ類の夏期毎週化を実施するためには、あらゆる面において増員や増車が必要となってまいります。しかし、収集運搬事業者や中間処理事業者からは、夏期だけの短期間で雇用や車両を増車することは不可能であるという報告を受けております。では、通年でやってはというご意見もあるかと思いますが、通年での収集ですと、中間処理体制を整えた場合には膨大な経費が必要となります。また、飲料需要は夏期以外に多くないことから、過剰な収集頻度と処理体制となり、費用対効果も低くなると考えられます。

また、増車は温室効果ガスによる地球温暖化が懸念されることや、G20の環境閣僚会合において、ペットボトルやレジ袋などのプラスチックの海洋流出防止対策について取り組んでいくということも合意されております。また、国もペットボトルを含むワンウェイプラスチックについて、2030年までに累積25%の排出抑制を目指しております。このような社会情勢を踏まえると、ペットボトルとカン・なべ類の夏期毎週化は、市民の方の利便性は図られるものの、財政負担が増大することや、排出抑制につながらないことから、全市実施についてはより慎重に判断せざるを得ない状況となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見があったらどうぞ。

○金田委員 私からは、市と同じようなことを補足説明させていただきたいと思ひまして、ご意見としてお伝えさせていただきたいと思ひます。

私どもの組合と藤沢市興業公社は資源物の回収を行っておりまして、今回、この試行に当たりまして、私どもと藤沢市興業公社がペットボトルの収集運搬をさせていただきました。当組合につきましては、リサイクルプラザでの中間処理のほうもさせていただきました。そこでまとめて、結果としてお出しになっているんですが、そこにいくまでに補足として説明させていただきたいと思ひます。

藤沢市は1から10ブロックに区切っておりまして、北から南まで1から10に分けて収集しており

ます。全市にかけてさせていただきました。今回は最終ということで、6ブロックと10ブロックで、藤沢の北の一番収集範囲の広いところ、あとは藤沢駅周辺を収集させていただいて検討した結果です。

まず、1つとしましては、収集体制。先ほど言ったとおり、かなり増員が必要になってしまうという結果が出ております。増員が必要ということで言いますと、基本的には人も車両もふやすということになりますと、その分税金を使ってしまうということで費用対効果が合わない。もう1点は、処理が合わせ収集じゃなくて、単体収集ですればいいじゃないかというお話も出たことがあるんですが、単体収集にすると、莫大な費用がかかってしまう。合わせ収集にしますと、一緒に積んでしまいますので、まず品質の低下がかなり起きてしまいます。現状、プラスチックの処理等は、全世界で今困っている状況で、日本国内も困っております。それに伴いましてペットボトルとか缶の品質基準も厳しくなっておりまして、要するに品質が劣化すると、売る値段ももちろん安くなってしまいます。1つ間違えてしまうとどこの業者も引き取ってくれない。ペットボトルも現状、品質の低下で引き取ってもらえない自治体も出ております。藤沢市はそれを招くといけないだろうということで、品質の維持はしなければいけない。

あとは、先ほどネットがありましたが、かなりネットの枚数を要しました。やはり切れてしまいます。そうすると、プラスチック削減をしなければいけないという状況で、またネットをふやしてしまっただけではいかかなものかということがあります。そういう部分を考えまして、今回はちょっと難しいのではないかと、私どもも藤沢市興業公社も結論を出させていただきました。これほど長い試行期間をさせていただいたんですが、一番の問題は、今回は費用対効果に合わないだろう。あとは、ペットボトルも、ご存じのとおり、国の施策としても削減しなければいけない。今、ペットボトルも削減の方向性で動き出しているんですね。その部分で、これから物が減っていくのに、それをまた逆にふやしていいのかという問題点が1つあります。

あとは、マイクロプラスチック問題につきまして、前向きに対応、対策していかなければいけないだろうと思っております。マイクロプラスチック問題につきましては、先ほど流出すると言われていましたが、プラスチックは扱いやすいもので非常に便利なんですけど、自然に還らないんですよ。このままいくと、2050年には海の魚よりもプラスチックのほうが多くなってしまいうだろうという予測が出されております。ですから、これはできるだけ削減しなければいけない。

皆さん、ポイ捨てしないからいいだろうという問題ではなく、県の科学研究所の調べでは、例えばプラスチックは劣化しますので、皆さんが玄関マットで靴を擦るとプラスチックが靴についてしまって、そういったものもマイクロビーズとかで海に流れていくんです。ですから、ポイ捨てだけではなく、劣化したこういったものが海に流れてしまうというのがありますので、削減しかないだろうとい

う感じになっている現状です。その部分は藤沢市としても、プラスチック削減は第一に考えなければいけないのではないかとということで、補足説明をさせていただきたいと思います。

この後につきまして、皆さんからご意見、ご質問がありましたら、私のほうでも答えられたら答えたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○横田会長 ご意見がありましたらどうぞ。

○西田委員 いろいろ詳しいご説明ありがとうございます。参考までに教えていただきたいんですが、今現在の収集の方法であっても、少ないときと多いときと1.5倍違うということは、当然、人も車も同じ数で1.5倍をこなしていらっしゃるということで、担当の方は、夏場はかなり大変な思いをされてるかなと思うんですけども、少ないときと多いときと毎週収集したときで、どのぐらいコストが違ってくるものなのか。少ないときを100とすると、1.5倍だから、もしかしたら150かかっている、さらに2台にすると200になるとか、その辺イメージできる数字はありますか。

○森田補佐 業務委託で積算しているわけで、量とコストという考え方では設計できておりませんので、夏期だから単価が上がるという設計ではないです。ただ、実際、作業員の方の負担という意味で言えば、夏は本当にきついと考えられます。ちょっと答えになってないかもしれませんが。

○横田会長 金田委員、何かありますか。補足していただければ。

○金田委員 詳しい数値を言ってしまうと、委託料が幾らだったかという問題になってしまうと思うんですが、単純に私どもと興業公社さんが概算した部分ですと、2カ月間だけで少なくとも約8,000万ぐらいかかるだろうという試算が出ております。

これはなぜかという、業務時間内に終わらせるというパターンでございます。業務時間内に終わらせなければいけないということは、リサイクルプラザの部分は運営時間が決められています。県も、ご承知のとおり、アセスがありますので基本的に残業はできません。ただ、そうはいっても、片づけなければ次の業務がなかなか難しくなってしまうので、それをアセスの部分を含めて業務委託内におさめようとしたら、それぐらいの概算数値がかかるだろうということです。ただ、これは市の試算とは違いますので、私どもと興業公社が試算した部分の計算で出しております。市の部分は、もしかしたらもっと低いかもしれませんが、それは数値として出しております。このときは2カ月間でその部分の試算をして、合うか合わないかという判断は、皆さんでしていただければと思っております。

○西田委員 8,000万円というのは、何%増しになるという部分はどうなんですか。

○金田委員 その何%増しという具体的な数値につきましては、さっき言ったように、委託料全体の問題がありますのでできないんですが、ただ、それプラス、単純に車両費と人件費の分でこれだけ増員



しなければ間に合わないところが出ております。私どもと公社さんの数値でございます。直営さんではございませんので、それだけをご承知おきをお願いいたします。

○西田委員 わかりました。ありがとうございます。

○横田会長 アセスの関係と言われたのは、残業すると夜間に騒音が出るとか、そういうようなことでしょうか。

○金田委員 市の施設でございますので、基本的に運営時間は限られています。あと、中間処理の施設につきましても稼働時間が5時間と定められていまして、それを超えますと、またアセスの見直しと、アセスの厳しさが増すということがあります。これだけの処理施設ですので、周りの部分、民間に影響を与えないというもとでさせていただいているアセスでございますので。

○横田会長 アセスというのはどういう理由で……。

○金田委員 最初、市の部分の計画がありまして、その処理能力に合わせて、騒音、振動、生活環境という部分の許可を申請して取らなければいけないんですね。その部分に応じてレベルがありまして、市の施設としましては、このアセスのこのレベルということでお取りになりました。

○横田会長 騒音、振動とか、そういった周辺に対する環境影響ということですね。わかりました。

○松本委員 こういうごみ関係に関しては、マイバッグやマイボトルの推進によって、プラスチックごみ削減に取り組んでいるというこの文章はすごくよく見たり、聞いたりするんですが、実際に結果を出したりして、これはすごくいいから、みんなに広めようというところまで来ているのでしょうか。ただ文章に書かれているような気もしないでもないんですが、いかがですか。

○須田補佐 その部分については、「ごみNEWS」などで周知をしているところです。実際、コンビニエンスストアとかへ行って、ただでもらえたりするともらってしまうという現状はあると思います。ただ、普通のスーパーとかでポイントがついたりとか、有料になっているところもありますが、そういったところではレジ袋はかなり削減されていると思います。

プラスチックの部分については、実際、藤沢市として、その他プラ容器で収集しているんですが、ペットボトルと同様増えています。こちらについては便利とか、例えば個別包装がかなり増えている。今までは家庭で買っていた4人分だったものが1人分になったりして、そういったものもかなり増えている現状はあります。ただ、当然減らせるところは減らしていくというところで、今後も啓発とかで減らしていきたいと考えています。数字であらわすのはなかなか難しいというところだけは、ご承知おきいただければと思います。

○梶田委員 私のほうからの意見としましては、出す側とすれば、このアンケート結果にもあるように、80%の方が満足ということで、毎週収集に来ていただけるのは非常にありがたいなと思っていただ

すが、これを見ますといろんな税金が使われるということで、特に試算で8,000万という金額、これが妥当かどうかは別にして、人の問題、いろんな問題で増額するというので、費用対効果、全体の問題を考えるとちょっと難しいのかな。

市民の立場になれば、全市で回収していただきたいというのが市民側の意見だとは思いますが、事業者様の運営状態、働き方改革の問題等もありますので、そういった全体的なことを考えると難しいのかなと思いました。そのあたりは組合さん、藤沢市さん、全体で検討されることだと思うんですけども、希望としては、市民側は収集していただきたい。ただ、全体的な流れで、ペットボトルも海洋プラスチックの問題等々でプラスチックごみを含めて減らさなきゃいけないという状況ですので、これも仕方がないことなのかなと思いました。

○横田会長 今、梶田委員からおまとめいただいたように、一番の眼目は、量を減らすことがあると思うんですね、回収処理の1つの狙いとして。そういう点からすると、余り出しやすくなると、さらにたくさん出てくるということもありますので、なるべく出さないための工夫をしていく必要があるということでした。

○橋詰委員 今、会長がおっしゃったように、出し方の問題になりますよね。私は、戸別収集でもないし、有料化でもない、横浜市の市民なんですけど、横浜市の場合だと、ペットボトルは毎週収集なんです。私自身について言うと、毎週は出してなくて、せいぜい月に一回かなと思うんです。だから、人それぞれだろうと思うんですね。

数字を見ていて、10年間に随分増えましたと言っていますよね。考えてみると、その間にペットボトルは薄くなっているの、薄くなっていて、かつ重量が増えているということは、かなり個数が増えているのは事実なんだろうね。そうすると、実際たくさん個数があって、家の中にあって困っているんだよという人がいる事実はあるので、その人たちに、お金がかかるから隔週収集でちょっと我慢してくれと言うだけでは、市民サービスの的に考えるとちょっとつらい部分があるのかなと思うんですね。いい、悪いはとにかくとして。そうは言いながら、お金のことを考えても毎週収集は、ちょっと現実的じゃないだろうというのも、私も同じですし、頻度を上げてはどうかなと思うのも全くそうなんですけど、そうすると、そういう市民に対しては、こういう方法もあるんじゃないのというアドバイスとか、そういうことをやってあげないと、ゼロ回答ですかというだけになってしまう気がする。

考えられることは、薄肉化しているのであれば潰しやすいはずだとか、かさの問題も相当あるはずなので、そこは市の側としても収集上も都合がいい話だろうと思いますし、最近よくあるのは、スーパーマーケットなどでペットボトルを引き受けたりというところもありますよね。そういう市民に対

するPRとか、販売店で協力してくださるようなところがあれば協力をお願いするとか、本来減らすことを目指しつつ、あわせて当面の方法としてはそういうのも組み合わせないと、当面の策としてはなかなか成り立たない部分も出てくるような気がいたします。

○横田会長 それでは、質問なども尽きたようですので、報告の1番は、これで終わりにしたいと思えます。

続きまして、報告(2)「藤沢市北部環境事業所新2号炉建設工事について」、事務局から説明をお願いいたします。

○根本補佐 北部環境事業所の根本と申します。私のほうから、現在建設中の北部環境事業所新2号炉建設工事につきまして、工事概要及び工事工程、工事進捗状況についてご説明させていただきます。資料4をごらんください。

工事概要につきましては、北部環境事業所旧2号炉の建物を解体した後、同じ位置に新2号炉を建設しております。工事内容につきましては、工場棟・事務所棟・計量棟・びん選別ストックヤードの建設及びストーカ式焼却炉・排熱ボイラー・タービン発電機などのプラント機器の設置を行います。そのほかに環境啓発・学習を行う見学コースの設置・外構工事などがあります。

請負会社は、荏原環境プラントです。

契約工期に関しましては、建設工事2018年2月19日～2023年3月31日の約5年。

運営・維持管理につきましては、2023年4月1日～2043年3月31日(期間20年間)。

請負金額は、建設費113億8,000万円、運営・維持管理費(期間20年間)73億6,000万円。

工事工程につきましては5カ年で行います。まず、2020年6月までの約2年間で旧2号炉の解体・撤去を行い、2022年4月までに、土木・建築工事(建屋)、プラント機器の設置工事及び外構工事・試運転調整を行った上、2023年3月末に竣工を迎え、2023年4月から供用開始という予定となっております。

現在(2019年12月末)の工事進捗状況につきましては、工程表どおり、遅れもなく順調に進捗しております。進捗率は約17%となっております。

工事状況につきましては、既存の杭を今、引き抜いている最中でございます。全部で337本に対して約250本程度引き抜き作業を終了しております。2月中旬には全て杭抜きを終え、その後は整地を行い、4月から、今度は新設の建物に対しての新設杭の設置をしていく予定となっております。

次は、工事記録写真、杭を抜いている状況の写真です。

簡単ではございますが、私のほうから、新2号炉建設に対しての進捗状況のご説明を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいま、新2号炉の建設工事について説明がありましたが、何かご質問がおありでしたらどうぞ。

今お話を伺いますと、順調に進んでいるとのことでございます。質問もないようでしたら、報告(2)はこれで終了したいと思います。

続きまして、報告(3)の説明を事務局お願いいたします。

○須田補佐 「台風15号及び台風19号に係る災害廃棄物処理等の対応について」ということで、資料5をごらんください。

昨年度の台風は、千葉などではかなりの被害がありましたが、藤沢市におきましては、建物の被害状況として半壊と全壊を含む形ですが、台風15号では住家として140棟、非住家として21棟、台風19号では、住家として33棟、非住家として20棟ほど被害を受けている状況です。細かいところにつきましては次のページで、昨年11月に、議会の災害対策特別委員会で使った資料に記載がございます。

この中の1ページ目のイ「雨量状況」、気象庁観測データ(アメダス)で、辻堂では総雨量141ミリ、最大瞬間風速が34メートルです。こちらの風速の部分でかなりの被害が出た状況です。

それから、3ページの(5)被害状況等のイ「建物被害」が被害の内訳になっております。一部損壊が149棟、半壊が10棟、全壊が2棟の合計160棟という被害です。

次の4ページ目は、台風19号の関係です。真ん中あたりの気象庁観測データ(アメダス)で、辻堂が総雨量181ミリ、最大瞬間風速が35メートルで、かなりの風が吹いたということになっております。

次の6ページ目に、「建物被害」として、床上浸水が1棟、一部損壊51棟で、53棟の被害があった。

最初のページに戻っていただきまして、「環境部の対応」としましては、災害廃棄物の処理というのがあります。それぞれ台風が過ぎた直後から、主に電話による収集ということで実施しています。15号が693件、概算で49トン、19号が313件、概算で41トンとなっております。こちらのほとんどが、台風の被害を受けて2週間程度でこの件数をこなしている状況となっております。

また、施設へ直接搬入の受け入れを実施しております。こちらについては約1カ月以内の範囲の中での数字となっております。台風15号は、車両としまして361台、概算で65トン、台風19号は130台、概算として26トンの受け入れをしております。

また、長期にわたって搬入がある場合、例えば屋根が壊れて、中の家財なども被害があって長期にわたってしまうという場合につきましては、減免申請という形で減免をしております。こういったものにつきましても、申請があったものが15件で141台分、27トンという形になっております。これらの量を通常の業務の範疇として処理しているところがございます。まだ全部終わってないものもございますけれども、今年度中には終わる予定となっております。

(2) 床上・床下浸水した住居等の消毒という形で、台風 15 号につきましては 1 件、台風 19 号につきましては 7 件の対応をした状況でございます。

それから、資料の一番最後のページになります。環境総務課ではホームページをつくっております。危機管理課という防災のホームページがあるんですけども、そちらからリンクされていて、「風水害等により発生した廃棄物の処理について」というところで、ホームページ上にも載せて周知しているところでございます。こちらのホームページのものは、台風 19 号の対応です。1 つ目として収集依頼、2 つ目として直接持ち込みという形で実施したものでございます。

私からは以上です。

- 横田会長 ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。
  - 橋詰委員 ここに書かれてないことなんですが、このときに、浄化槽とかくみ取りのほうにも影響があったんでしょうか。もしおわかりでしたら。
  - 須田補佐 浄化槽のほうは特に影響はなかったんですが、くみ取りのほうで便槽が雨水でいっぱいになってしまって、くみ取り依頼があったという件は何件か来ておりました。
  - 松本委員 基本的なことで、私、よくわからないことがあるんですが、例えば建物被害状況で、住宅が何棟どうのこうのという数字が出ますが、あれは自分で申請するんですか。「うち、水につかりました」とか、そういう申請でしょうか。そういうときに数字が出ると、例えばうちもあそこが壊れたのに、この中に入っているのかしらとか、屋根がめくれたとか、19 号のとき、ほとんどの家があったんです。そういうのは数に入らないんですね。被害状況のあらわし方をちょっと教えていただきたいんです。
  - 須田補佐 基本的に、危機管理課とかに連絡があったものになります。いろいろな保険とか災害見舞金とかを受け取るために、罹災証明等を取得しなきゃいけないので、危機管理課に入った件数というのが正しい数字なのかなと思います。
  - 横田会長 ほかにございますか。特に質問などないようでしたら、報告(3)はこれで終了いたします。
- 続きまして、報告(4)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
- 大矢主幹 南部収集事務所の矢と申します。私のほうから、報告(4)「一声ふれあい収集について」、ご説明申し上げます。資料6をご用意ください。
- ふれあい収集でございますが、資源の集積場所やごみ持ち出し場所に、生活ごみを持ち出すことが困難な高齢者、障がい者世帯等に対して、市の職員が一声をかけてごみを集中するサービスとなっております。

1 「一声ふれあい収集の沿革」としては、平成13年10月から開始いたしまして、今年で18年目になります。

2 「対象者」は、①日常的に介助または介護を必要とする高齢者のみの世帯、②障がい者のみの世帯、または、①、②で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱及び年少者などで、集積場所まで持ち出すことができない場合についても収集することになっております。

3 「申請手続きについて」でございます。地域包括支援センター、市役所の福祉関係各課（地域包括ケアシステム推進室、生活援護課、障がい福祉課、在宅福祉サービスセンター）等で受け付けをしております。

申請されましたら、申請内容を福祉関係各課（地域包括ケアシステム推進室など）のほうで審査をしていただいて、内定後、南部収集事務所へ申請書が送付されます。南部収集事務所ではその書類に基づき、申請者の方にご連絡を差し上げて、職員が直接ご自宅まで行って利用する方の状況の確認等をさせていただいて、収集を開始することになっております。今は申請者の方がかなり多いということもございまして、申請から2週間から3週間の間に収集を開始することになっております。

裏面に移りまして、4 「実施状況」でございます。

昨年9月末日現在で、724世帯です。

世帯の状況は、1人世帯が多く、75%となっております。

利用者の平均年齢は82歳、最高齢は今のところ105歳、最小年齢が31歳となっております。

高齢者・障がい者世帯の比率でございますが、高齢者世帯が96%、障がい者世帯が4%になっております。

女性・男性の比率は、女性68%、男性32%となっております。

これまでの申請件数でございますが、先ほど申しました平成13年からこの制度を開始しております、2336件の申請がございます。

5 「福祉大型ごみについて」は、先ほど一般廃棄物処理実施計画の中でもお話をさせていただいたと思いますが、この制度自体は平成28年度から実施しております、一声ふれあい収集は、大型ごみと特別大型ごみの収集はしてございません。そういった意味で、一声ふれあい収集のご利用の方もこういった福祉大型ごみ収集を利用することによって、快適な生活が送れるということにもなっているのかなと思っております。

6 「今後の課題」でございますが、これからも超高齢社会が進展する中で、利用者がさらに増加する傾向というふうに思っております。引き続きサービスの質を落とさず、充実した制度としていくためにも、福祉関係各課であるとか地域の介護支援事業所さんも含めて周知を進める中で、制度を利用

する前段階での地域の見守り活動や、ごみ出し等の支援活動などの体制整備も一方では必要なのかなと思っております。そういった課題を含めて、さまざまな団体、福祉関係各課等と協議をしまして、より一層この制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

○松本委員 実施状況とか将来に対する見通しはわかったんですが、その数字を見ると、藤沢市の高齢化率の動きというものがわかると、もっと理解がしやすいんですけど、お願いできますか。

○大矢主幹 13地区ございますが、湘南大庭地区の高齢化率が一番高くて、開発されたところも含めて高齢化率が圧倒的に高い。逆に言うと、湘南台地区は学生の街ということもございまして、高齢化率が低い。いずれにしても、高齢化率はどの地区においても結構高くなっていると思っております。そういう意味では、一声ふれあい収集の利用者数というか、地区によって結構差がございます。

その辺のところは、先ほども申し上げましたように、介護支援事業所、ケアサービスをしている団体さん、事業者さんにおいても、一声ふれあい収集の制度をご存じない方もいらっしゃるのので、各地区のサポートセンターとも連携して、制度の周知に努めていく。また先ほども申し上げましたように、一声ふれあい収集の利用だけではなくて、地域コミュニティの充実も関係各課と調整して対応していきたいと思えます。いずれにしても、65歳以上の高齢者が毎年増えているということもございます。人数的な資料がないので大変恐縮でございますが……。

○金子センター長 ちょっと補足させていただきますが、藤沢市の高齢化率につきましては、現在24～25%という状況で、簡単に言うと4分の1の方が65歳以上の世帯ということになります。今説明がありましたように、特に地域によってかなり状況が変わってまいりまして、例えば片瀬山をご存じかと思いますが、あそこですとかなり高齢化率が高くて、40%近いんですね。10人中4の方が65歳以上の方。そういう状況もございますので、高齢化率の数字だけではなくて、お1人だけのお住まいになっているのか、若い方と一緒に住まいになっているのか、そういった状況によってもかなり違ってくるかなと思えます。

○横田会長 ほかにございますでしょうか。

特にないようですので、次は、報告(5)、資料7についてご説明をお願いいたします。

○須田補佐 お手元の資料7をごらんください。私からは、食品ロスの削減の関係のご報告になります。資料7が、10月の終わりに本市として記者発表した資料となっております。「株式会社コークッキングとのフードシェアリングサービスに係る協定の締結について」です。

日本で食品ロスというのは年間643万トン発生して、廃棄されているというところがあります。そ

ういった中、食品ロスの削減の推進に関する法律が5月に公表されて、10月1日に施行されております。10月が食品ロス削減推進月間、10月30日が食品ロス削減の日と定められたので、その日にフードシェアリングサービス事業者と協定を締結したという内容になっております。

フードシェアリングサービスというのは何かというと、\*に書いてあるように、「まだ食べられるにも係わらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業」ということです。

事業概要として、めくっていただくと、「TABETE」のチラシがあります。「マッチングで『売り切り』を応援！」という形で、こちらについてはお店側の感じです。「ロス発生の危機！」というところで、売れ残っちゃうかもしれないというのを「TABETE」に掲載して、消費者の方が出てきて受け渡すというものになっております。こちらについては当然、ある程度値下げをして売るという形で、フードロス削減というのもあるんですけども、食べてもらうためにつくったものを捨てるというのはよくないんじゃないかという観点でつくっているものです。その結果、食べられる食品の廃棄量が削減できればということで協定を締結したものでございます。

私からは以上となります。

- 横田会長 ただいまの説明につきまして、質問、ご意見がありましたらどうぞ。
- 串田委員 運営会社が、「浜松市及び横浜市等と食品ロス削減に係る協定を締結しております」と資料7の最初にページに書かれていまして、次のページだと「関東を中心に」とあるんですけども、浜松市のほうでもこういうことは広く行われているかどうか、その点をお伺いしたいと思います。
- 須田補佐 浜松市と横浜市で協定を結んでいて、同様のものがあります。当然、お店も増やさなきゃいけないし、使う人も増やさなきゃいけないということで協定を結んでいるところです。
- 横田会長 このことについて知る方法としては、下にある問い合わせ先、環境総務課に連絡するということになるのでしょうか。ほかに手段としてはどういうことで、「TABETE」のこういうシステムがあるんだということがわかるのでしょうか。
- 須田補佐 こちらにつきましては今、お店を増やすとか登録者を増やすということで、「ごみNEWS」に掲載される予定です。あとは、商工会議所などに当たって宣伝している状況となっております。実際使うのは、スマートフォンとかでアプリをダウンロードしてもらいます。
- 横田会長 特にならなければ、次の(6)議題に移りたいと思います。
- 須田補佐 資料8「第3次藤沢市食育推進計画(生涯健康!ふじさわ食育プラン)」(最終案)(抜粋)をごらんください。こちらにつきましては第2次までは、食品ロス削減というものはこの計画の中に入ってなかったんですけども、第3次から、食育推進計画の中にも食品ロス削減が入ってきました



ので、こちらのほうで報告させていただきます。

ページをおめくりください。抜粋になっておりますので、ページがばらばらになっておりますけれども、この計画の中の「大目標」、それから「重点目標」があります。

「重点目標」の(2)「食の循環や環境を意識した食育の推進」というところがあります。この文章の最後のほうに、「日本は食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食べられるにもかかわらず廃棄されている多くの食品ロスが発生しています。この現状を踏まえ、食を育む環境に配慮した食育を推進します」というのが重点目標となっております。

次の52ページ、目標2は、食品ロス削減に向けた取り組みです。

65ページ、重点目標2の市の事業の中で、2-2「保育園給食における食品ロスの削減に取り組む」とか、66ページの2-5でも、「学校給食における食品ロスの削減に取り組む」と記載されております。

また、68ページ、2-17、例えばレシピの紹介。こちらは地産地消ではあるんですけども、食べ切る、使い切るというところも含めて、レシピを紹介していただく形になっております。

69ページの2-19とか2-20についても、啓発をメインに環境総務課で実施するという内容になっております。

94、95ページは、実際どういうふうに取り組んでいくか具体的に書いてあります。例えば「食品ロスを減らすためにそれぞれの立場で取り組めることを考えてみよう」、こちらは啓発という形になります。それから、食品の期限表示を正しく理解する。

それから、95ページで、食品関連事業者の方には、ばら売りとかはかり売り、食べ切りやすいサイズを販売するように心がけるとか、給食施設でも食品ロスのないような調理をするというところを記載しております。食品ロスとプラスチックは意外と似ているところがあるということで、使い捨てプラスチックを減らしましょうというところも記載させていただいております。こちらにつきましてはパブコメ等を終了して、3月に計画として定まるところになります。

この審議会でも、2年後には一般廃棄物の処理基本計画の改定を予定しております。そういった中で食育の計画で書いてあるところも含めて、食品ロス削減の計画を入れた改定をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

特に質問などないようでしたら、これで本日の議事を全て終了いたします。事務局、よろしくお願いいたします。

○山口参事 「その他」ということで、特に事務局からはございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○森外委員 先ほど、北部のほうの工事の進捗状況の報告があったんですけども、たしか石名坂のほうももうすぐ止まって、また4年後に止まるということもあって、おとしあたりから前倒しでメンテナンスをして何とかもたせているという話なんですけど、石名坂の施設に関しては特にないでしょうか。

○山上所長 石名坂環境事業所の山上と申します。石名坂の施設のほうですけども、藤沢市一般廃棄物の処理施設の整備計画ですが、来年度から3カ年で調査計画をして、その後、4年間で整備していくという形の計画になっております。今、その前段階というところで基本的なところから検討を進めているところで、来年度以降、本格的に調査計画を実施していくという段階になっております。またこの辺の計画等が進んだ段階では、皆さんにも報告していけるかなと思いますのでよろしくお願ひします。

○山口参事 ほかに皆様方から何かございますでしょうか。

○松本委員 1つは、藤沢市のペットボトルはすごくきれいなので、高く売れるということをあちこちでよく聞くんですが、もう少しこのあたりPRしていただければ、市民の頑張りがいいがあるといいでしょうか、されたらどうかなと思います。

もう1点は、食べ切りやすいサイズの販売ということについて、だんだん年を重ねていきますとありがたいと思う反面、プラスチックのごみがたくさん出るというジレンマがありまして、このあたりを何か考えていったらどうなのかなという気がしております。

○金子センター長 貴重なご意見ありがとうございます。ペットボトルの件ですが、確かに今おっしゃっていただいたように、非常に質が高いというふうにアピールしておりまして、ぜひこの辺もしっかりとPRして、皆さんにもっと排出にご協力いただけるように、またお願いしていきたいと思っております。今でもホームページですとか、「ごみNEWS」ですとか、時々はそういった情報を流していただいているんですが、こういった状況もございますので、質のよさという点からもしっかりとPRをしていきたいと思っております。

○須田補佐 あとは、食品ロスの小分けとプラスチックの関係、本当にそうなんです。というところで、先ほどの同じページで書いておかなくてはなというのがあるんですが、すぐに解決はなかなか難しいと思いますけれども、それを意識してみんなが考えることで少しずつ減っていくと思っておりますので、啓発とか周知をしていきたいと思ひます。

○山口参事 ほかに何かございますでしょうか。——特によろしいですか。

それでは、今年度の審議会は本日が最終となっております。いろいろと貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今回の審議会で説明させていただいた内容ですが、きょう、皆さん

からいろいろな意見をいただきましたので、その辺を反映させる場合には、横田会長と調整させていただきますので、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。お忙しいところ、出席いただきましてありがとうございました。なお、令和2年度の第1回審議会につきましては、5月ごろを予定しておりますが、また改めて日程、議題等は連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

午前11時42分 閉会